

公告 番号	県第 3 2 1 号	
件名	岡山県営食肉地方卸売市場で使用する電気の調達	
	質問	回答
1	請求書の表記（○月分）について、当社では4月1日から4月30日までのご使用分を「4月分電気料金」としてご請求することとなります。 また、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金についても、同様に4月分として適用いたします。この取扱いで不都合はございませんでしょうか。	問題ありません。 なお、検針日については原則翌月1日（ご質問の例であれば5月1日）と請求書に記載してください。
2	入札説明書の6（1）イに「入札書は、入札付属書とあわせて封かんの上…」とありますが、入札書及び入札内訳書を密封する際の封印について指定はございますか。（入札書に使用した印鑑等）。また、入札書と内訳書を封入する際のホチキス留、割印等の指定はございませんか。	入札書及び入札内訳書を密封する際の封印は入札書に使用した印鑑でお願いします。入札書と内訳書を封入する際のホチキス留、割印等の指定はありません。
3	燃料費等調整額の取扱いについて、これまでのご回答により、①各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わない場合を含む）による契約が可能であること、②入札金額の算定には燃料費等調整額を含めないこと、と理解しておりますが、この認識に相違ないでしょうか。 その場合、燃料費等調整額の算定方法は事業者ごとに異なるため、契約期間中の実際の請求総額（燃料費等調整額を含む）では、必ずしも落札者が最も安価とならないケースが生じ得ると考えます。この点において貴市場のお考えをご教示ください。また、そのようなケースが想定される場合、経済性および公平性の観点から、燃料費等調整額を一定の共通条件で評価する方法（直近実績の調整単価×予定使用電力量で見積額に加算して評価する方法）や、当該エリアを管轄する旧一般電気事業者が定める燃料費等調整額に統一する方法等をご検討いただく余地がございましたら、ご見解をお示しください。	燃料費等調整額に係る取扱いについては、お見込みのとおりです。 燃料費等調整額については、事業者ごとに燃料価格や電気の市場価格等の指標を用いて算定をしていることから、それらの指標の将来的な推移により、ご指摘のケースについても生じ得るものと考えますが、いずれの指標についても将来的な増減には不確定性があり、請求総額への影響を判断することが困難であることから、今回の入札では燃料費等調整額制度の違いは考慮しないとしたものです。

4	2026年8月24日付で、中国電力ネットワーク株式会社より託送料金単価の見直し（2026年11月1日実施予定）が公表されております。 つきましては、本入札における入札額の算定にあたり、当該見直し後の託送料金単価を反映して算出する認識でよろしいでしょうか。 仮に見直し前の単価にて算定すべき場合には、落札後に託送料金改定分を反映した単価について協議させていただけますでしょうか。	入札額の算定にあたっては、見直し後の単価を反映したもので算定してください。 この取扱いにつきましては、入札参加予定者に当方から連絡します。
5	落札後あるいは契約後に、当該エリアの一般送配電事業者の託送料金の改定や旧一般電気事業者が燃料費等調整の見直しに伴う料金改定があった場合に、弊社との契約単価見直しに関して協議いただくことは可能でしょうか。	原則、契約単価の見直しは行いません。 ただし、質問内容の事態が生じた場合、協議を受け付けます。